

新篠津村障がい者福祉制度 ハンドブック



障がいのある方が、お持ちの各種手帳などによって利用できる各種制度をご案内します。

新篠津村

平成27年4月現在

目 次

1. 手帳の種類	
(1) 身体障がい者手帳	―― 3頁
(2) 療育手帳	―― 4頁
(3) 精神障がい者保健福祉手帳	―― 5頁
2. 障害者総合支援法等による支援	
(1) 身体障がい者（児）補装具費の交付等	―― 6・7頁
(2) 日常生活用具給付事業（地域生活支援事業）	―― 8・9頁
(3) 更生医療（自立支援医療）	―― 9頁
(4) 精神通院公費（自立支援医療）	―― 10頁
(5) 育成医療（自立支援医療）	―― 10頁
(6) 障がい福祉サービス	―― 11～13頁
(7) 地域生活支援事業	―― 13頁
3. その他の制度	
(1) 腎臓機能障がいの方のための交通費補助	―― 14頁
(2) 重度心身障がい者医療費給付事業	―― 14頁
(3) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）による適用	―― 14頁
(4) 心身障がい者扶養共済制度	―― 15頁
(5) 生活福祉資金貸付制度	―― 15頁
☆ 手続き等：新篠津村社会福祉協議会	
(6) 駐車禁止除外の適用（平成21年2月改正）	―― 16頁
☆ 手続き等：江別警察署	
4. 各種手当について	
(1) 特別障がい者手当	―― 17頁
(2) 障がい児福祉手当	―― 17頁
(3) 特別児童扶養手当	―― 17頁
5. 税の減免について	
(1) 所得税・住民税の障がい者控除、特別障がい者控除	―― 18頁
☆ 手続き等：役場総務課税務担当又は控除を受ける方の勤務先	
(2) 相続税の控除	―― 18頁
☆ 手続き等：札幌北税務署	
(3) 自動車税の免除、自動車取得税の減免	―― 18・19頁
☆ 手続き等：札幌道税事務所自動車税課	
(4) 軽自動車税の減免	―― 19頁
☆ 手続き等：役場総務課税務担当	

6. 交通料金等の割引について	
(1) JR旅客運賃の割引について	— 20頁
☆ 問合せ先 : JR料金総合案内(札幌駅)	
(2) 航空運賃の割引制度について	— 20頁
☆ 問合せ先 : 利用する各航空会社	
(3) バス料金の割引制度について	— 20頁
☆ 問合せ先 : 利用する各バス会社	
(4) 有料道路通行料金の割引について	— 21頁
☆ 問合せ先 : NEXCO東日本北海道支社	
(5) タクシー料金の割引制度について	— 21頁
☆ 問合せ先 : それぞれのタクシー・ハイヤー会社	
(6) 札幌市営地下鉄料金の割引制度について	— 21頁
7. その他の割引について	
(1) NHK放送受信料の減免について	— 22頁
☆ 問合せ先 : NHK視聴者コールセンター	
(2) 携帯電話の割引制度について	— 22頁
☆ 問合せ先 : お使いの各携帯電話会社若しくは取扱店	
8. 障害年金について	
(1) 障害年金の区分について	— 23頁
(2) 障害年金の受給要件について	— 23頁
9. その他の福祉サービス等の窓口について	
(1) 新篠津村相談支援センター「ふれあいの苑」	— 24頁
(2) 新篠津村地域包括支援センター(役場内)	— 24頁
(3) 身体障がい者福祉協会新篠津村分会	— 24頁
(4) 身体障がい者・知的障がい者相談員	— 24頁



1. 手帳の種類

(1) 身体障がい者手帳

疾病や事故などにより身体上の機能に障がいを有するため、日常生活又は社会生活を送るうえで制限を受ける方を対象に手帳が交付されます。

対象となる方は、	上肢・下肢・体幹・目・耳・平衡・言語・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫に障がいがある方（18歳未満も含む）。 障がいの程度により1級～6級に分かれています。
申請の手続は、	手帳の交付申請に必要な書類は次のとおりです。 ① 申請書（印鑑が必要です） ② 医師の意見書（診断書） ③ 本人の写真1枚（縦4cm×横3cm 上半身、無帽のもの）
届け出などは、	手帳の交付後は、次のようなときは届出をしてください。 ① 住所や氏名が変わったとき ② 手帳を紛失又してしまったとき ③ 障がいの程度に変更が生じたとき ④ お亡くなりになるなど、手帳を必要としなくなったとき ※破損などにより使用できないときは、再発行ができます。
問合せ先	新篠津村役場住民課福祉係 (電話57-2111 内線345又は348)



(2)療育手帳

知的障がい者(児)の方のための手帳で、障がいの程度が最重度・重度の場合には「A判定」、中度・軽度の場合には、「B判定」の手帳が交付されます。

※ 重度心身障がい者とは、身体障がい者手帳1・2級と、3級の内部障がい、及び療育手帳「A判定」の方が該当となります。

対象となる方は、	知的に障がいが見られ、単独では日常生活又は社会生活を送ることが困難な方(18歳未満も含む)。 「A」と「B」に分かれています。
申請の手続きは、	手帳の交付申請に必要な書類は次のとおりです。 ① 申請書(印鑑が必要です) ② 本人の写真1枚(縦4cm×横3cm 上半身、無帽のもの) ③ 身体障がい者手帳の交付を受けている方はその手帳 ④ 特別児童扶養手当を受けている方はその証書 ※18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は心身障害者総合相談所での判定が必要となります。
届け出などは、	手帳交付後、次のようなときは届出をしてください。 ① 住所や氏名が変わったとき ② 手帳を紛失してしまったとき ③ 障がいの程度に変更が生じたとき ④ お亡くなりになるなど、手帳を必要としなくなったとき ※破損などにより使用できないときは、再発行ができます。
問合せ先	新篠津村役場住民課福祉係 (電話57-2111 内線345又は348)

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者の方のための手帳で、程度が1級から3級まであり、お住まいの市町村の窓口等で申請・交付となります。

対象となる方は、	精神障がいのために、長期にわたって日常生活社会生活に制限があると認められた方。 1級～3級に分かれています。
申請の手続きは、	手帳交付申請書類は次のとおりです。 ① 申請書（印鑑が必要です） ② 医師の診断書（精神障がいに係る初診日から6ヶ月経過したもの） ③ 年金証書の写し及び直近の年金振込通知書、又は年金支払通知書 ④ 本人の写真1枚（縦4cm×横3cm 上半身、無帽のもの）
届け出などは、	手帳交付後、次のようなときは届出をしてください。 ① 住所や氏名が変わったとき ② 手帳を紛失してしまったとき ③ 精神障がいの状態がなくなったとき ④ 障がいの程度に変更を生じたとき ⑤ お亡くなりになるなど、手帳を必要としなくなったとき ※手帳には有効期限があります。期限が切れる3ヶ月前から更新の手続きが可能です。
問合せ先	新篠津村役場住民課保健予防係 （電話57-2111 内線343） 江別保健所（電話011-383-2111）



2. 障害者総合支援法等による支援

(1) 身体障がい者(児)補装具費の支給等

補装具の購入・修理については、利用者と補装具業者間の契約制度になっています。

この制度では、利用者の申請に基づき、補装具の購入又は修理が必要と認められたときは、村からその費用のうち自己負担分を除いた額を補装具費として利用者へ支給します。

「補装具」とは、以下の3つの要件をすべて満たすものと定義されています。

- ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの
- ② 身体に装着（装用）して日常生活又は就労・就学に用いる者で、同一製品を継続して使用するもの
- ③ 給付に際して専門的な知見（医師の判定所又は意見書）を要するもの

1 補装具の種目・内容等

支給の対象となる補装具の種目や内容は以下のとおりです。

障がいの種類	種 目
肢体不自由	義肢（義手・義足）、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、松葉杖） ※18歳未満のみ 座位保持いす、起立保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
重度の肢体不自由かつ音声・言語障がい	重度障がい者用意思伝達装置
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）
聴覚障がい	補聴器、高度難聴用（ポケット型、耳掛型）、重度難聴用（ポケット型、耳掛型）、耳あな型（レディメイド、オーダーメイド）、骨導型（ポケット型、眼鏡型）

注1) 労働者災害補償保険法により年金等を受給されている方は、所轄する社会保険事務所での申請となりますので、ご注意ください。

注2) 介護保険該当の方の「車椅子」、「歩行器」、「歩行補助つえ」については、介護保険の利用が優先となりますが、道立心身障害者総合相談所で特に認められた場合には、交付されます。

2 補装具費の支給を受けるには

補装具の支給を受けるには、身体障がい者手帳を所持し、判定等により補装具が必要であると認められる必要があります。

3 自己負担

世帯の前年の所得等に応じて費用の自己負担があり、原則として1割分を負担することになりますが、所得の段階に応じて一定の上限が設定されます。

4 実際の補装具費支給までの流れ

(ア) 償還払いによる場合 (原則)

- ①利用を希望する方は役場へ申請を行います。
- ②道立心身障害者総合相談所での判定を受けます。(必要がない用具もあります。)
- ③役場から補装具費支給決定通知書と補装具費支給券が交付されます。
なお、交付決定通知書の発行は交付の補装具の種類により、道立心身障害者総合相談所の判定を必要とするため、1ヶ月から3ヶ月程度かかる場合があります。
- ④利用者は、補装具費支給券を補装具業者に掲示し、補装具製作(修理)について契約を結びます。
- ⑤補装具の完成後に代金と引き替えに、補装具を受け取ります。
- ⑥補装具業者から発行された領収書を添えて、役場へ補装具費の請求をします。
- ⑦補装具代金の総額から、自己負担額を差引いた額が支払われます。

(イ) 代理受領制度による場合

原則的には、上記(ア)の償還払いとなりますが、この方法では一時的に費用の全額を支払う必要があることから、利用する方の経済的負担が大きくなるため、村では補装具業者による補装具費の代理受領制度を設けています。

この制度では、利用者が補装具業者へ自己負担金のみを支払い、残りの費用は利用者に代わって補装具業者が新篠津村に請求します。

(ウ) 代理受領を行うためには、次の条件が必要です。

- ①代理受領方式を希望する場合は、補装具業者に代理受領の委任をすること。(委任状が必要となります。)
- ②補装具業者が、あらかじめ村に対して代理受領の取扱いを申し出していること。(利用者の希望する補装具業者が、村に申し出を行っていない場合は、代理受領の取扱いができません。)

☆申請・相談窓口：住民課福祉係電話57-2111・内線345又は348



(2) 日常生活用具給付事業(地域生活支援事業)

心身に障がいのある方に対し、日常生活の利便を図るために日常生活用具を給付します。

また、介護保険の受給該当となっている方は、介護保険法から貸与や購入費の支給が行われるために特殊寝台など給付されない種類があります。

1 日常生活用具給付等の種類(一覧)

給付される品目は次のとおりですが、障がい支援区分や障がいの程度により対象となる品目が変わりますので、あらかじめご相談ください。

種 目	品 目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、 体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児童のみ）、 訓練用ベッド（児童のみ）
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状つえ、移動・ 移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、 自動消火器、歩行時間延長信号機用小型送信機、 電磁調理器、聴覚障がい者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加熱器、ネブライザー(吸入器)、 電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、 盲人用体温計・体重計（音声式）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援具、点字器、 福祉電話、点字ディスプレイ、点字タイプライター、 視覚障がい者用ポータブルレコーダー・読み上げ装置・拡大読 書器、盲人用時計、人工喉頭、 聴覚障がい者用通信装置・情報受信装置、ファックス、点字図書
排せつ管理支援用具	ストマ用装具（ストマ用品、浣腸用具）、収尿器、 紙おむつ等（サラシ、ガーゼ等衛生用品）
住宅改修費	居宅生活動作補助用具（小規模な住宅改修）など

2 自己負担

世帯の前年の所得等に応じて費用の自己負担があり、原則として1割分を負担することになりますが、所得の段階に応じて一定の上限が設定されます。

3 実際の日常生活用具給付までの流れ

- ①日常生活用具を取扱う業者から、希望する用具の見積書を作成してもらう。
- ②作成してもらった見積書を持参のうえ、役場の窓口において申請を行います。
- ③給付が決定次第、日常生活用具費支給決定通知書と支給券が交付されます。
- ④利用者は、支給券を業者に掲示して自己負担額（1割分）を支払って、日常生活用具を受け取ります。
- ⑤なお、広く市販されていて少額のものについては、代金の全額を支払いその領収書(商品名・数量等明記のもの)に基づき申請することもできます。

ただし、初めて利用する場合は、対象品目・基準額等で支給できない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

☆申請・相談窓口：住民課福祉係 電話57-2111 内線345又は348

(3) 更生医療(自立支援医療)

障がいのある方が治療をすることによって、その障がいを軽くしたり取り除いたりするための医療給付を行います。

1 給付内容

障がいの種類給付内容

- 視覚：角膜移植術、白内障手術、網膜はく離手術など
- 聴覚：外耳道形成術、鼓膜穿孔手術、人工鼓膜、人工内耳など
- 音声・言語・そしゃく機能：歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人口咽頭など
- 肢体不自由：関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法など
- 心臓機能：弁形成術、大動脈-冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術など
- じん臓機能：人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法など
- 小腸機能：中心静脈栄養法など
- 免疫機能：抗HIV療法、免疫調整療法など
- 肝臓機能：肝臓移植手術（脳死肝移植、生体肝移植）、肝臓移植手術後の抗免疫療法

2 自己負担

基本的には1割分が自己負担となりますが、医療保険上の「世帯」の前年の市町村民税所得割額により、負担額に上限が設定されています。

☆申請・相談窓口：住民課福祉係 電話57-2111 内線345又は348

(4) 精神通院医療(自立支援医療)

1 給付内容

精神保健福祉法第5条に規定されている統合失調症、精神作用物質による急性中毒症又は、その依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に必要とする程度の病状の方が対象となります。

2 自己負担

基本的には1割分が自己負担となりますが、医療保険上の「世帯」の前年の市町村民税所得割額により、負担額に上限が設定されています。

☆申請・相談窓口：住民課保健予防係 電話57-2111 内線343

(5) 育成医療(自立支援医療)

障がいのある18歳未満の方については、更生医療と同様の医療の給付が受けられます。

☆申請・相談窓口：住民課福祉係 電話57-2111 内線345又は348



(6) 障がい福祉サービス

障がいの程度が一定以上の方が、生活上または療養上の必要な介護や訓練サービスを受けられます。

1 サービス内容

ア 介護給付

種 目	内 容
居 宅 介 護	ホームヘルパーが家庭を訪問しての、入浴、排せつ、食事の介護等や生活援助並びに、生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	常時介護を要する重度の肢体不自由な方へ、入浴、排せつ、食事の介護等や生活援助並びに、生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の総合的な介護を行います。
同 行 援 護	視覚障がい、移動が著しく困難な方に同行し、移動の援護や必要な支援を行います。
行 動 援 護	常時介護が必要な知的障がいの方が行動する際に、危険を回避するための援護、外出時の介護等を行います。
重度障がい者等 包 括 支 援	介護の程度が著しく高い障がい者の方へ、居宅介護その他障がい福祉サービスを包括的に提供します。
短 期 入 所	居宅において介護を行う方の病気など、やむを得ない理由による一時的な入所により、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療 養 介 護	医療と常時の介護が必要な一定以上の障がい程度の方へ、療養上の管理や医学的管理における介護などを行います。
生 活 介 護	施設において常時介護を要する一定以上の障がい程度の方へ、主として昼間の入浴、排せつ、食事等の介護や生活援助並びに、生活等に関する相談及び助言その他支援、創作的活動等の機会の提供などを行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	主として夜間において、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等や生活援助並びに、生活等に関する相談及び助言その他支援を行います。
施設入所支援	施設に入所の方へ、主として夜間における入浴、排せつ、食事の介護等や生活援助並びに、生活等に関する相談及び助言その他支援を行います。



イ 訓練等給付

種 目	内 容
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい有する方へ、理学療法・作業療法等必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がい有する方へ、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むための訓練並びに、生活等に関する相談及び助言その他支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がい有する方へ、施設の居室その他設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他支援を行います。
就労移行支援	就労を希望し、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる65歳未満の方へ、生産活動・職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上の訓練、求職活動支援、適性に応じた職場開拓、就職後における相談等の支援を行います。
就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難であるが適切な支援により就労する方へ、生産活動その他の活動の機会の提供及び、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難ながら通常の事業所に雇用されていた方で、その年齢、心身の状態等の事情により引続いての雇用が困難となった又は就労移行支援においても雇用に至らなかった方へ、生産活動等の機会の提供及び、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障がない方へ、主として夜間において、相談及び助言その他の日常生活上の援助を行います。

ウ 障がい児通所支援

種 目	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や、知識、技能の付与及び集団生活の適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児を対象に、児童発達訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などのサービスを行います。

2 申請手続き

- 「ア 介護給付」については、障がい支援区分の認定が必要となりますので、調査員により106項目の認定調査を経て、認定審査会の決定後に支給決定を行います。
- 「イ 訓練等給付」と「ウ 障がい児通所支援」については、利用の必要性を勘案するための聞き取り調査を行います。
- 決定後に受給者証が交付されますので、それを提示して利用を希望する事業所との利用契約をすることとなります。

3 自己負担

■費用の1割分が自己負担となりますが、所得に応じて上限月額が定められますのでその上限月額以上に負担することはありません。

■所得等（前年）の確認により、利用負担の軽減が適用される場合があります。

☆申請・相談窓口：住民課福祉係 電話57-2111 内線345又は348

(7) 地域生活支援事業

障がい者の方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要となる、次の事業を行っています。

1 事業の内容

①移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者の方などについて、外出のための支援を行い地域における自立生活及び社会参加を促進します。

②日中一時支援事業

日中における活動の場を確保し、家族等の就労支援及び日常的に介護している家族等の一時的な負担軽減を図ります。

③コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方へ、手話通訳の派遣及び要約筆記の方法により意思疎通の円滑化を図ります。

④相談支援事業

相談支援事業所「おあしす」（24ページ参照）に委託して、実施しております。

⑤日常生活用具給付事業（8ページ参照）

2 自己負担

相談支援・コミュニケーション事業の利用については無料となりますが、それ以外の事業は、費用の1割分を自己負担していただくこととなります。

3 対象者

事業の対象者は本村に居住地を有する障がいをお持ちの方となります。

ただし、移動支援事業：日中一時支援・経過的デイサービスについては、住所地特例地が新篠津村以外の方は対象となりません。

☆申請・相談窓口：住民課福祉係 電話57-2111 内線345又は348

3. その他の制度

(1) 腎臓機能障がいの方のための交通費補助

◆人工透析を受ける必要のある腎臓機能障がいの方が村外医療機関へ通院される場合、交通費の一部助成が受けられます。(ただし、所得や通院距離に応じて助成額が異なります。)

◆通院距離が片道2.5km以上なければ対象となりません。

☆申請・相談窓口：住民課福祉係 電話57-2111 内線345又は348

(2) 重度心身障がい者医療費給付事業

◆対象となる方は、身体障がい者手帳1級・2級と、3級の内部障がい(心臓・じん臓若しくは呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいに限る)、又は療育手帳A判定を受けている方で、医療費(保険適用分)の助成を受けられます。

◆家計の中心者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている場合、障がいの内容により、妻と子がひとり親家庭等医療費給付事業の助成対象となる場合があります。

◆本人または扶養義務者等の所得状況により支給されない場合があります。

☆申請・相談窓口：住民課国保医療係 電話57-2111 内線341又は346

(3) 後期高齢者医療制度による適用

◆65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがある方は、認定を受けることにより後期高齢者医療の適用を受けることができます。

◆対象となる方は

①身体障がい者手帳の1～3級(音声・言語・そしゃく機能及び下肢障がいについては4級も該当)をお持ちの方

②療育手帳(A・B判定)をお持ちの方

③精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方、または障がい基礎年金1・2級相当の方

☆申請・相談窓口：住民課国保医療係 電話57-2111 内線341又は346



(4) 心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者の方々の連帯と相互扶助の精神に基づいて、保護者が一定額の掛金を納付することにより、その保護者が万が一死亡したり重度障がいになった場合に、残された障がいのある方に対し年金が支給され、障がいのある方の将来に対する保護者の不安の軽減等を図ることを目的とした制度です。

- 加入対象者：身体障がい者手帳1～3級又は療育手帳A・B判定の障がい者（児）を扶養している65歳未満の保護者
 - 年 金：月額2万円（1口）※1人2口、4万円まで加入できます。
 - 掛 金：加入時の年齢により、月額9,300～23,300円（65歳かつ20年以上の加入で掛け金の免除がされます。）
- ☆申請・相談窓口：住民課福祉係 電話57-2111 内線345又は348

(5) 生活福祉資金貸付制度

障がいのある方のほか、低所得者又は高齢者が、安心して地域・在宅で生活し、自立や社会参加をすすめるために必要な資金を貸付する制度です。貸付利息は年3%で、保証人が必要となります。但し、他の公的貸付制度等を受けることが可能な場合は、その制度が優先になります。

☆手続き：新篠津村社会福祉協議会（新篠津村保健センター内）

電話（直通）58-3335、（代表）57-2111 内線731

- 「更生資金」（それぞれ貸付限度額、償還期間がありますので、お問い合わせください。）
 - a) 生 業 費：生業を営むために必要な経費
 - b) 技能習得費：生業を営み、又は就職するために必要な知識・技能を習得するための経費及び習得期間中に生計を維持するために必要な経費。
- 「福祉資金」（貸付限度額、償還期間は、お問い合わせください。）
 - a) 結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費
 - b) 機能回復訓練器具及び日常生活上の便宜を図るために必要な用具の購入等を行うのに必要な経費
 - c) 住居の移転等に必要な経費及び給排水設備、電気若しくは暖房設備を設けるのに必要な経費
 - d) 住宅の増築、改築、拡張、補修、保全等に必要な経費
 - e) 就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費
 - f) 障がい者等福祉用具購入費として、日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に特に必要な経費
 - g) 障がい者自動車購入費として、障がいのある方が自ら運転する自動車、又は障がいのある方と生計を一にする方が、専ら障がいのある方のために日常生活の便宜や社会参加の促進を目的として自動車を購入するために必要な経費

(6) 駐車禁止除外の適用 (平成21年2月改正)

身体障がい者手帳をお持ちの方で、下記に該当する場合には公安委員会から、使用中の車両について駐車禁止及び時間外指定車の標章の交付を受けることができます。

■ 対象となる方

視覚障がいのある方	1 級から4 級の1
聴覚障がいのある方	2 級から3 級
膀胱・直腸・小腸機能に障がいのある方	1 級から3 級
平衡機能障がいのある方	3 級以上
上肢に障がいのある方	1 級から2 級の2
下肢に障がいのある方	1 級から4 級
体幹機能に障がいのある方	1 級から3 級
心臓・じん臓・呼吸器機能に障がいのある方	1 級から3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方	1 級から3 級
肝臓機能障がいのある方	1 級から3 級 (平成22年度から該当)
知的障がいのある方	療育手帳重度 (A) 判定の方
精神障がいのある方	障がい程度が1 級の方

■ 必要書類：運転する方の運転免許証、身体障がい者手帳等、車検証、運転する方の印鑑

※ ご家族の方が運転者の場合は、上記のほか住民票・戸籍謄本等の準備が必要ことがあります。

☆手続き・問合せ先：江別警察署交通課 011-382-0110



4. 各種手当について

(1) 特別障がい者手当

◆ 在宅の20歳以上で著しく重度の障がい（障がい基礎年金の1級に該当する障がいを2つ以上お持ちの方、又はそれと同程度の状態にある方）のため、常時特別の介護を必要とする方に支給されます。（障がいを理由とする公的年金との併給ができます。）

◆ 手当支給額・・・26,620円（H27.4.1現在）

◆ 支給月・・・2月、5月、8月、11月

※ただし、社会福祉施設に入所している、病院等に3ヶ月を超えて入院している、又は本人等に一定以上の所得がある場合は、支給されません。

☆申請・相談窓口：住民課福祉係 電話57-2111 内線345又は348

(2) 障がい児福祉手当

◆ 在宅の20歳未満で、重度の障がい（身障手帳1級及び2級の一部、療育手帳A程度）のため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。

◆ 手当支給額・・・14,480円（H27.4.1現在）

◆ 支給月・・・2月、5月、8月、11月

※ただし、社会福祉施設に入所している場合、障がいを理由とする公的年金を受給できる場合及び養育者等に一定以上の所得がある場合は支給されません。

☆申請・相談窓口：住民課福祉係 電話57-2111 内線345又は348

(3) 特別児童扶養手当

◆ 在宅の20歳未満で一定以上の障がい（療育手帳A・B程度の障がい）のある児童を監護又は療育している父母等に支給されます。

◆ 手当支給額・・・1級51,100円、2級34,030円

◆ 支給月・・・4月、8月、11月

※ただし、障がいを理由とする公的年金を受給できる場合や養育者等に一定以上の所得がある場合は支給されません。

☆申請・相談窓口：住民課福祉係 電話57-2111 内線345又は348



5. 税の減免について

心身に障がいをお持ちの方は、確定申告又は年末調整時に手帳を提示することにより、所得税・住民税の控除、相続税の軽減等の税制上の措置を受けることができます。

(1) 所得税・住民税の控除（障がい者控除、特別障がい者控除）

- ① 本人が障がい者手帳をお持ちの時の「障がい者控除」（1、2級の方は特別障がい者控除）
 - 所得税・・・27万円（特別40万円）
 - 住民税・・・26万円（特別30万円）
 - ② 障がい者手帳をお持ちの方を扶養しているときの「同居特別障がい者加算」（1人当たり）
 - 所得税・・・35万円（扶養控除または配偶者控除に加算）
 - 住民税・・・23万円（扶養控除または配偶者控除に加算）
- ☆手続き：役場総務課税務担当窓口 電話57-2111 内線311/312/313
又は控除を受ける人の勤務先へご連絡ください。

(2) 相続税の控除（障がい者控除、特別障がい者控除）

相続人が心身障がい者のときは、70歳に達するまでの年数1年につき、6万円（特別障がい者のときは12万円）が控除されます。

☆手続き・問合せ先：札幌北税務署 電話011-707-5111

(3) 自動車税の免除、自動車取得税の減免

- ◆ 障がいのある方のために使用する自動車で一定の要件に該当する場合は、自動車税の課税免除及び自動車取得税の減免を受けることができます。（1人につき自家用の自動車1台に限ります。）
 - ◆ 対象となる自動車
 - ① 身体障がい者手帳をお持ちの方が自ら所有しかつ自ら運転する自動車（手帳をお持ちの方・車の所有者・運転者が同一のとき。）
 - ② 手帳をお持ちの方が所有し、生計を一にする方が手帳をお持ちの方のために運転する場合
 - ③ 手帳をお持ちの方と生計を一にする方が所有し、手帳をお持ちの方が自ら運転、又は、生計を一にする方がもっぱら手帳をお持ちの方のために運転する自動車。
 - ④ 身体障がい者等の方だけで構成される世帯で所有する場合であれば、介護する方がもっぱらその身体障がい者の方が利用するために運転する自動車も対象となる。
 - ⑤ 構造上、車いすの昇降装置や固定装置等が装着されており、もっぱら身体障がいの方が利用するためのものと認められる自動車
- ※①と⑤の場合以外は、通院、通勤、通園、通学などでおおむね週1回以上で継続して使用していることが条件となります。

◆ 対象となる方の範囲

① 身体障がい者手帳をお持ちの方

障がいの区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由							
上肢不自由							
体幹不自由							
視覚障がい							
聴覚障がい							
平衡機能障がい							
音声機能障がい				※			
幼児期以前の非進性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能						
	移動機能						
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう直腸、小腸機能障がい							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい							
肝臓機能障がい							

注) ※印は喉頭摘出による音声機能障がいがある場合のみ対象となります。

● 戦傷病者手帳の交付を受けている方

肝臓機能障がいにより戦傷病者手帳の交付を受けている方も対象となります。

② 療育手帳の交付を受けている方

※心身障害者総合相談所又は児童相談所の判定書で知的障がいの判定を受けている方

③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 (障がいの等級が1級～3級)

※精神保健指定医より精神に障がいがあると診断された方 (診断書)

☆手続き・問合せ先：札幌道税事務所自動車税課

札幌市北区北22条西2丁目 ☎011-746-1194

(4) 軽自動車税の減免

◆ 軽自動車税についても、減免対象、障がいの範囲等は(3)自動車税の減免と同一となりますが、添付書類などで違いがありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

また、減免申請手続きは軽自動車税納期限の7日前までに行ってください(減免申請は毎年必要となります)。

※ 障がい者の方1人につき自動車1台に限りますので、既に普通自動車の減免を受けている場合は対象となりませんのでご注意ください。

☆手続き：役場総務課税務担当窓口 電話57-2111

内線311/312/313

6. 交通料金等の割引について

(1) JR旅客運賃の割引について

◆ 身体障がい者手帳「第1種」、療育手帳の「A」判定をお持ちの方で、介護が付き添ってJRを利用される場合、普通乗車券・定期券・回数券・急行券について、本人と介護者の両名分が半額になります。（この場合、距離の制限はありませんが、本人が単独で乗車する場合は、101km以上となります。）

◆ 身体障がい者手帳「第2種」の記載のある方、療育手帳の「B」判定の記載のある方が、101kmを以上乗車する場合、本人分の乗車券が半額になります。ただし、12歳未満の方で定期券を利用する場合は、介護者のみ定期券が半額になります。

☆利用方法：購入の際にJR窓口へ身体障がい者手帳等を提示してください。

☆問合せ先：JR料金総合案内（札幌駅） ☎011-222-7111

(2) 航空運賃の割引制度について

◆ 身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの12歳以上の方は、航空運賃の割引が受けられます。（ただし、対象外の航空会社もあります。割引額は、各航空運送事業者が設定しています。）

◆ 身体障がい者手帳「第1種」、療育手帳「A」判定の記載がある方（12歳以上）は、同伴する介護者も普通大人片道航空運賃の割引が受けられます。

☆利用方法：購入及び搭乗手続きの際、各種手帳を提示してください。

☆問合せ先：利用する各航空会社

(3) バス料金の割引制度について

◆ 民間の路線バス（北海道中央バス、JR北海道バス、新篠津交通、ニューしのつバスなど）

◆ 対象者・・・身体障がい者手帳「第1種」、療育手帳「A」判定のある方＝「本人と介護者」
身体障がい者手帳「第2種」、療育手帳「B」判定のある方＝「本人のみ」

◆ 割引率・・・普通運賃が半額、定期券は3割引

☆利用方法：料金支払い時に手帳を提示してください。

☆問合せ先：利用する各バス会社



(4) 有料道路通行料金の割引について

- ◆ 手帳をお持ちの方が自ら運転する場合
- ◆ 身体障がい者手帳に「第1種」の記載、または療育手帳に「A判定」の記載がある方が同乗し介護をする方が運転して、有料道路（高速道路）を利用する場合に割引されます。ただし、営業用の自動車は除外されます。
- ◆ 割引有効期間・・・事前に車両を登録することとなり、原則、申請日より2回目の誕生日まで有効で有効期間（2年間）の満了日の2ヶ月前から更新することができます。
- ◆ 割引率・・・5割
- ◆ ETC割引の場合・・・手帳ご本人名義のカードとセットアップの申し込みが必要となります。
※他のETC割引との併用について・・・割引は併用できませんが、ETCは、カードによる請求になりますので、休日特別割引などで上限がある場合など、比較して割引額が大きな方が自動的に適用されます。
- ◆ 必要書類・・・①運転免許証
②身体障がい者手帳
③自動車検査証（ETCをご利用の場合は必要書類が変わってきますので、お問い合わせください。）

☆申請窓口：住民課福祉係 電話57-2111 内線345/348

☆制度についての問合せ先

：東日本高速道路(NEXCO東日本)北海道支社 ☎011-896-5211

(5) タクシー料金の割引制度について

身体障がい者手帳、療育手帳をお持ちの方はタクシー料金が10%割引になります。この割引は、全国のタクシー会社で利用できます。

☆利用方法：タクシーご利用の際に、手帳を提示して下さい。

(6) 札幌市営地下鉄料金の割引制度について

- ◆ 券売機で購入の際には、「福祉」というボタンを押してから乗車券を購入してください。
- ◆ 福祉ウィズユーカードは、窓口で購入することとなります。

7. その他の割引について

(1) NHK放送受信料の減免について

- 受信料の半額免除・・・各種手帳の交付を受けている方のうち、視覚・聴覚障がい、重度の身体障がいに該当する方又は重度の知的障がい若しくは重度の精神障がいをお持ちの方が世帯主で、かつNHK契約者である場合。
- 受信料の全額免除・・・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方を構成員に有する世帯で、かつ世帯を構成する全ての方が市町村民税非課税の場合。
- 手 続 き 方 法・・・申請書は、役場住民課福祉係にありますので、受信契約の内容、課税状況を確認のうえ、住民票と必要により課税証明を添付して郵送してください。

☆問合せ先：NHK視聴者コールセンター ナビダイヤル0570-077-077

(2) 携帯電話の割引制度について

- ◆各携帯電話会社では、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方への、基本使用料の割引サービスを設けています。
- ◆この割引は、各社で相違がありますので、それぞれ契約中の携帯電話会社又は取扱店にお問い合わせください。



8. 障害年金について

(1) 障害年金の区分について

障害年金は障がいを受けた場合にその障がいの程度に応じて、老齢年金が受給される前からでも受けることができます。(手帳の取得に関係なく申請することができます。)

- ①障害基礎年金：初診日において、国民年金の加入者、60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間）に日本国内に住所を有していた方、又は20歳未満で障がいを受け20歳以上となった方で、障害等級の1級又は2級に該当する障がいを受けた場合。
 - ②障害厚生年金：初診日において、厚生年金加入者で、障害等級の1～3級に該当する障がいを受けた場合。
 - ③障害手当金：初診日において、厚生年金加入者で、障害等級の3級よりも軽度の障がいであって、規定する障がいの程度に該当する場合。
- ※特別障害給付金：過去の国民年金制度において、国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等に該当せず受給できない方に支給されます。

注) 「初診日」＝病気やケガで初めて医師の診療を受けた日

(2) 障害年金の受給要件について

- ①20歳から初診日までの年金加入期間のうちの3分の2以上の期間について、保険料を納付している期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）があること。
- ②平成38年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

上記①もしくは②の要件を満たしていない場合は支給されません。

☆手続き・問合せ先：

①札幌北年金事務所

〒001-8585 札幌市北区北24条西6丁目2-12

電話011-717-4133

②役場住民課戸籍年金係

電話57-2111 内線333



9. その他の福祉サービス等の窓口について

(1) 相談支援事業所「おあしす」(新篠津ふれあいの苑)

障がいのある方たちが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、障がいの種別や年齢を問わず相談を受け、より良い生活のためのお手伝いをします。

◆対象…村内在住の障がいのある方、ご家族の方など

※ 障がいの種別・年齢などは問いません。お気軽にご相談ください。

◆利用料…無料

☆問合せ窓口：新篠津ふれあいの苑 電話57-2244 (24時間対応)

(2) 新篠津村地域包括支援センター

在宅の高齢者を対象として、各種サービスの総合的な紹介や調整、介護機器、介護用品の展示・相談等を受けています。

☆問合せ窓口：電話(直通) 58-3363 FAX 58-3356 (保健センター内)

(3) 身体障がい者福祉協会新篠津村分会

身体に障がいのある方々が親睦と福祉の向上を図るため、障がい者福祉に関する情報の周知、各種研修会、レクリエーション等を行っています。

☆事務局：「新篠津村社会福祉協議会」

電話(直通) 58-3335 (代表) 57-2111 内線731又は738

(4) 身体障がい者・知的障がい者相談員

村から委嘱された相談員が、障がいのある方や保護者の福祉に関する相談を受けています。

☆身近な相談員の連絡先は：

住民課福祉係 電話57-2111 内線345又は348まで、お問い合わせください。